

令和4年度障害者総合支援法 横浜市指定事業者集団指導に係る質問及び回答

(施設入所支援・日中活動系サービス・就労定着支援・共同生活援助・短期入所)

番号	サービス種別	分類	質問	回答
1	全サービス共通	事業所運営について	4ページ及び5ページに記載のある(6)身体拘束の廃止について 身体拘束適正化委員会を虐待防止委員会の中に組み込んで良いのでしょうか。別々に委員会を発足する必要があるのでしょうか。	身体拘束適正化検討委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)も差し支えありません。
2	全サービス共通	支援について	基準省令にはアセスメントやモニタリングは面接して行われなければならないとの記載があります。しかし、令和3年度の報酬改定でICTの活用が謳われていることから、直接会わずICT機器を活用して行っても良いのでしょうか？	令和3年度の報酬改定におけるICTの活用は、運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とするとしています。しかし、個別支援計画のアセスメントやモニタリングまでを可能とは明記されていません。個別の支援として面談が必須なものとは切り分けて考える必要があります。
3	日中活動系サービス	報酬について	A日中活動事業所がコロナの為に休所になり、コロナ特例の在宅支援の制度を活用するとします。利用者はA事業所には行かず、普段その曜日には通わないB日中活動事業所(もちろん契約はあり)を利用していた場合、AとBどちらの事業所の請求が優先されますか。在宅支援としての報酬請求の意味は、A事業所の事業継続を応援するという意味がありますが、実際に利用しているのはB事業所ですのでそちらも外せないと思います。	事業所でコロナウイルス陽性者が発生した場合の在宅支援の制度は、緊急事態発生時でも利用者に継続して支援をしていただくための制度です。利用者とともにその日利用する事業所を整理したうえで、実際に支援を行った事業所が請求してください。
4	日中活動系サービス	実地指導について	実地指導セルフチェックシートが市のホームページにあると説明で聞きましたが、URLを教えてくださいませんか？	ご質問にあります実地指導事前提出資料及び当日準備資料は、横浜市役所ホームページトップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>障害者福祉>サービス種別>日中活動系サービスページに掲載しています。 URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/nittyukei.html
5	就労継続支援B型	施設外就労について	施設外就労、及び届け出ていない居室・建物を利用した支援について。自主製品の出張販売(区役所、駅など)、自主製品のポストイング作業、無償提供(無契約)の農場での農作業など、施設外で就労訓練、支援を行っている場合、どのような届出が必要ですか。	例として挙げられた「自主製品の出張販売(区役所、駅など)、自主製品のポストイング作業、無償提供(無契約)の農場での農作業」は、企業と請負契約を結んだ作業ではないため、施設外就労に当てはまりません。よって、施設外就労を行うための要件を全て満たしたり、報告書等の提出をしなくても構いません。ただし、施設外で作業を行う場合は、利用者の安全面を考慮した人員配置をしてください。
6	就労継続支援B型	施設外就労について	同一利用者が施設内就労と施設外就労を同日に行った場合、サービス提供実績記録票や体制届別紙3-3はどのように記載すればよろしいでしょうか。	同一利用者が施設内就労と施設外就労を同日に行った場合は、施設外就労の実施日となります。実績記録票の備考欄等に施設外就労を行った日だとわかるように記載をし、別紙3-3には施設外就労利用者として計算し、数値を記載してください。
7	就労移行支援	報酬について	就労移行支援事業所から就労継続A型またはB型事業所への見学や実習に行く場合は「福祉的就労」の就職活動の一環のため、施設外支援の要件を満たせば基本報酬を算定しても良いのでしょうか？	就労移行支援とは一般就労を目指すサービスです。そのため、そもそも就労継続支援A型、B型へ見学や実習に行くことは想定されていません。その前提の上で、就労継続支援A型については要件を満たした場合、施設外支援として基本報酬を算定することができます。ただし、就労継続支援A型事業所に就職が決まった場合でも、就労移行者、就労定着者には含めることができません。また、施設外支援の要件に「当該支援により(中略)一般就労への移行が認められること」とあり、就労継続支援B型への就職は一般就労とは異なりますので、施設外支援に位置付けることができません。
8	短期入所	報酬について	短期入所ご利用中に体調不良等で帰宅された場合、算定できる最低限の時間数や基準等はありませんか。	算定できる最低限の時間数等の一律の基準はございません。判断に迷うことがございましたら、個別にご相談ください。
9	短期入所	実績記録表について	P67短期入所サービス提供実績記録表 旧様式からの変更により「サービス提供の状況」が追加されましたが、他サービスの利用とはどの範囲までのことと解釈されますか。	他サービスの利用とは日中活動系サービスと解釈してください。